

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 貸入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者 (農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)

③ 認定新規就農者(※2)

④ 集落営農組織

(※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、新型コロナウイルス感染症の影響、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600 万

借入限度額の引上げ：年間経営費の 12/12 又は粗収益の 12/12
・ 1,200 万円

(3) 借入金利：0.10% (令和2年2月20日現在)

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)

□沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫等が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

実質無担保化

（1）資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

- （2）借入限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
：法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

- （3）借入金利：0.10%（令和2年2月20日現在）  **貸付当初5年間実質無利子化**

- （4）償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

（5）その他

① 「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。最大20億円。以下同じ。）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%。以下同じ。）により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。（令和元年度融資枠：900億円）

② ①とは別に、「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金については、同協会からの利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。
（令和元年度補正予算TPP等対策特別枠：1,000億円）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）

沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

1 借入対象者

農業を営む者(主業農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、集落営農組織など)

- (※1) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2 借入条件

実質無担保化

(1) 資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得(※1)
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農業費その他の長期運転資金(※2)
 - ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- (注) ※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。
※2については、集落営農組織などに限る。


②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理(再建整備資金)
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減(償還円滑化資金)

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金(事業再生支援資金)

- ・農業費その他の長期運転資金

(2) 借入限度額・償還期限・借入金利(借入金利は令和2年2月20日現在)

資金名	[借入限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で① ~③の合計額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 (うち据置3~ 10年以内)	0.10% 
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円~2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の100%		

3 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

貸付当初5年間実質無利子化

4 問い合わせ先

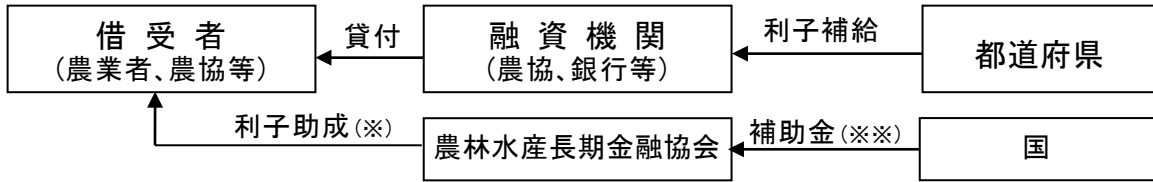
- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



(※) 実際には融資機関が代理受領するため、直接借受者に利子助成金が支払われるものではありません。

(※※) 認定農業者に対する特例（スーパーL資金並みの貸付利率）とするためのもの

(注) 上記のほか、借受者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人等への農林中央金庫による貸付けについて、国が農林中央金庫に利子補給する仕組みもあります。

1. 借入対象者

① 農業を営む者（認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の方をいいます。

② 農協、農協連合会

③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

(3) 借入金利：0.10%（令和2年2月20日現在） **貸付当初5年間実質無利子化**

(4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

(5) 融資率：原則80%以内

認定農業者に対する特例：

- ・融資率100%以内
- ・償還期限に応じて適用される特利は、2月20日現在の金利情勢下では適用がありません。

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協、銀行等)に必要書類(※)を提出

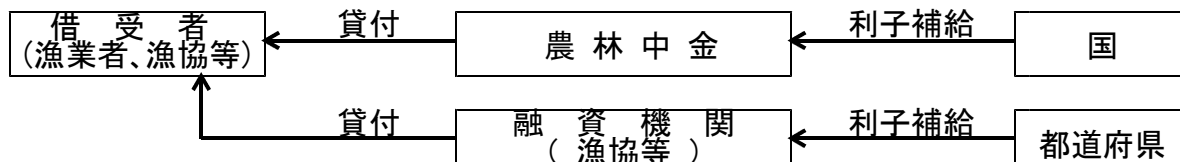
(最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき昭和44年に創設)



1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3 貸付条件 →

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除(対象:5号資金)

貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満) (20t以上)	0.10% 0.15%	9千万円 3億6千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年)) 2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年)) 3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年)) 4号/漁具・養殖施設 :5年(2年) (定置網:10年(2年)) 5号/種苗・育成費 :5年(2年) 6号/漁村施設 :20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	原則 80%
養殖業者(個人) (法人)	0.10% 0.10%	9千万円 3億6千万円		
水産加工業者	0.10%	9千万円		
複合経営	0.10%	3億6千万円		
漁協等	0.10%	12億円		

(※R2.2.20現在)

4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫等

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347(直)